

根拠法令等一覧

01_地方自治法の抽出	1
02_地方自治法施行令の抽出	2
03_石川町財務規則の抽出	6
04_石川町告示第 91 号	9
05_石川町制限付一般競争入札実施要綱	1 6
06_工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の 資格審査及び指名等に関する要綱	2 9
07_工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の 資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等	4 2
08_石川町工事等入札心得	4 8
09_石川町最低制限価格制度取扱要領	5 3
10_石川町公共工事の発注見通し及び入札結果等の公表に係る要領	5 6

地方自治法（抽出）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

地方自治法施行令（抽出）

（指名競争入札）

第百六十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受け

た者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。))が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。))が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

別表第五(第百六十七条の二関係)

(昭五七政二四〇・追加、平一二政五五・旧別表第三繰下)

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	二百五十万円
	市町村(指定都市を除く。以下この表において同じ。)	百三十万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	百六十万円
	市町村	八十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	八十万円
	市町村	四十万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	五十万円
	市町村	三十万円
五 物件の貸付け		三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市	百万円
	市町村	五十万円

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

第百六十七条の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の十一 第百六十七条の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第百六十七条の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

3 第百六十七条の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第百六十七条の十二 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合)

第百六十七条の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

(指名競争入札の入札保証金等)

第百六十七条の十三 第百六十七条の七から第百六十七条の十まで及び第百六十七条の十の二(第六項を除く。)の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第百六十七条の八 一般競争入札の開札は、第百六十七条の六第一項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

第百六十七条の十三 第百六十七条の七から第百六十七条の十まで及び第百六十七条の十の二(第六項を除く。)の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

石川町財務規則（抽出）

（用語の定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(8) 契約権者 町長又は専決権の授与により契約に関する事務を所掌する者をいう。

（一般競争入札の参加者の資格）

第 111 条 施行令第 167 条の 5 第 1 項の規定による一般競争入札に参加する者に必要な資格は、町長が必要の都度これを定める。

2 前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、掲示その他の方法によりこれを公示するものとする。

3 前項の場合においては、一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札に参加する者として必要な資格を有することについて、契約権者の確認を受けなければならない旨を併せて公示するものとする。

（一般競争入札の公告）

第 112 条 契約権者は、一般競争入札の方法により契約を締結しようとする場合においては、入札期日の前日から起算して少なくとも 15 日前に掲示その他の方法により、次の各号に掲げる事項について公告をしなければならない。この場合において、急を要するときは、その期間を 5 日までに短縮することができる。

(1) 入札に付する事項

(2) 契約条項を示す場所及び期間

(3) 入札執行の場所及び日時

(4) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(5) 入札に参加する者に必要な資格

(6) 入札に参加する者は前号の資格を有することについて文書で契約権者の確認を受けなければならない旨

(7) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨

(8) 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに契約が成立する旨

(9) 石川町工事請負契約約款により契約を締結する旨

(10) その他必要な事項

（一般競争入札参加者の資格の確認）

第 113 条 契約権者は、一般競争入札を行おうとするときは、入札に参加しようとする者について、入札に参加する者に必要な資格を有することを証明するに足る書類を徴し、前条第 5 号に規定する入札参加資格の有無を確認しなければならない。

2 契約権者は、前項の規定により資格の確認をしたときは、その資格を有すると認めた者又は資格を有しないと認めた者に対し、それぞれその旨を通知しなければならない。

(予定価格の設定)

第 118 条 契約権者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。ただし、別に定める場合はこの限りではない。

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価額の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、次の各号に掲げる価額によって定めなければならない。

(1) 契約の目的となる物件又は役務について物価統制令に規定する統制額(同令第 3 条第 1 項ただし書の規定による主務大臣の許可に係る価格等を額を含む。以下「統制額」という。)のある場合は、当該統制額を超えない価額

(2) 契約の目的となる物件又は役務について統制額のない場合は、契約権者が適正と認め決定した額

4 前項の規定により予定価格を定める場合においては、当該物件又は役務の取引の実例価額、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期間の長短その他の事情を考慮しなければならない。

(入札の手続)

第 119 条 契約権者は、入札者をして契約条項その他関係書類及び現場を熟知させたのち入札書を 1 件ごとに作成させ、第 112 条第 1 項の規定による公告に示した日時に当該公告に示した場所においてこれを提出させなければならない。この場合において、入札者が代理者であるときは、その代理権を有することを証明するに足る書類を提出させ、これを確認しなければならない。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合)

第 120 条 契約権者は、施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、直ちにその旨を町長に申し出て、その指示を受けなければならない。

2 契約権者は、施行令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設ける必要があると認めるときは、その都度個々の契約につき、これを定めなければならない。

3 第 118 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、最低制限価格を設ける場合について準用する。

(落札の通知)

第 121 条 契約権者は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に通知しなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)

第 122 条 施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定による指名競争入札に参加するものに必要な資格は、町長が別に定める。

2 第 111 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合について準用する。

(指名競争入札の参加者の指名)

第 123 条 契約権者は、指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから当該入札に参加させようとする者をなるべく 5 人以上指名しなければならない。

2 契約権者は、前項の規定により入札に参加させようとする者を指名したときは、速やかに文書で第 112 条各号に規定する事項を通知しなければならない。

(一般競争入札の方法による契約に関する規定の準用)

第 124 条 第 113 条から第 121 条までの規定は、指名競争入札の方法により契約を締結しようとする場合について準用する。

(随意契約による場合の予定価格の限度額)

第 125 条 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

石川町を発注者として、競争入札の方法による建設工事、建設工事に係る調査、測量及び設計並びに物品の買入れ、製造及び役務の提供について契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類の指定

石川町告示 第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5、第167条の11第2項、石川町財務規則第111条及び同規則第122条第1項の規定により、石川町を発注者として、一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の方法による建設工事、建設工事に係る調査、測量及び設計並びに物品の買入れ、製造及び役務の提供（以下「建設工事等」という。）について契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のように定める。

昭和61年12月26日

石 川 町 長

（競争入札に参加することができない者）

- 第1 競争入札に参加することができない者は、次の各号（建設工事の請負契約以外の契約にあっては、第1号から第5号まで）のいずれかに該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
 - 2 法令の規定により営業に関し許可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者。
 - 3 建設工事等の契約に関して、不正の行為をし又は正当な理由をなくして不完全な履行をし若しくは履行をしないため競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から2年を経過していない者。
 - 4 建設工事等の契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実のあった日から2年を経過していない者。
 - 5 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について、虚偽の事項を記載した者。
 - 6 別表の建設工事等種別欄に掲げる工事の別に応じ、審査基準日（競争入札に参加する者に必要な資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。）の直前1年の営業年度において完成工事高のない者。

（競争入札における共同企業体の参加資格）

- 第2 共同企業体として建設工事の請負契約に係る競争入札に参加するためには共同企業体の構成員の全てが次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものでなければならない。
- 1 第1の第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
 - 2 共同企業体に参加申し込みをする建設工事と同一種別（別表に掲げる建設工事等種別をいう。）の工事に関し、審査基準日の直前1年の営業年度における工事完成高があり、申

請書等を共同企業体の入札参加資格審査申請書の提出期限まで提出していること。

(指名競争入札に参加する者に必要な資格の有効期間)

第3 建設工事等の指名競争入札に参加する者に必要な資格の有効期間は、次のとおりとする。

- 1 入札参加資格申請書を偶数年に提出し資格の認定を受けた者にあつては審査基準日の属する翌年の4月1日から2年間
- 2 入札参加資格申請書を奇数年に提出し資格の認定を受けた者にあつては、審査基準日の属する翌年の4月1日から1年間
- 3 入札参加資格申請書を随時の受け付けにより提出し資格の認定を受けた者にあつては、有資格者名簿に登録された日から、前各号の有効期限までとする。

(指名競争入札参加資格の格付けの失効)

第4 指名競争入札に参加する資格を有する者が第1の各号のいずれかに該当するに至った場合においては、その者に係る格付けはその該当するに至ったときに失効する。

(建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査に関する事項)

第5 建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、指名競争入札に付そうとする建設工事の金額に応じ、A、B、C、D及びEの5区分に区分する（この区分によりがたい場合においては、必要に応じこの区分を増減し又はこの区分を設けないことができる。）ものとし、当該指名競争入札に参加する者の当該区分に係る資格の格付けは、次の各号に掲げる事項を別に定める方法により審査して行い、その審査基準日は毎年7月1日とする。ただし、区分を設けない場合における資格の審査に当たっては、当該事項のうち主観的事項の審査を省略することができる。

1 客観的事項

(1) 経営規模

- ア 直前営業年度終了日の直前2年又は直前3年の各営業年度における完成工事高について算定した別表の工事種別欄に掲げる工事ごとの年間平均完成工事高
- イ 直前営業年度終了日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均の額
- ウ 直前営業年度終了日における建設業に従事する職員の数又は直前営業年度終了日及び基準決算の前期末における建設業に従事する職員の平均の数

(2) 経営状況

- ア 審査対象年における売上高営業利益率
- イ 審査対象年における総資本経常利益率
- ウ 審査対象年におけるキャッシュフロー対売上高比率
- エ 審査対象年における必要運転資金月商倍率
- オ 審査対象年における立替工事高
- カ 審査対象年における受取勘定月商倍率
- キ 基準決算における自己資本比率
- ク 審査対象年における有利子負債月商倍率

- ケ 審査対象年における純支払利息比率
- コ 基準決算における自己資産対固定資産比率
- サ 基準決算における長期固定適合比率
- シ 審査対象年における付加価値対固定資産比率

(3) 直前営業年度終了日における建設業に従事する職員のうち別表の工事種別欄に掲げる工事ごとの次に掲げる者の数又は直前営業年度終了日及び基準決算の前月末に掲げる者の数の平均の数

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条第2号イに該当する者
- イ 建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同法ハに該当することとなるものを受けた者であってアに掲げる者以外のもの
- ウ 建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号ハに該当する者でア及びイに掲げる者以外のもの

(4) その他の審査項目（社会性等）

ア 次に掲げる労働福祉の状況

- (ア) 直前営業年度終了日における雇用保険加入の有無
- (イ) 直前営業年度終了日における健康保険及び厚生年金保険加入の有無
- (ウ) 審査対象年における賃金不払の件数
- (エ) 直前営業年度終了日における建設業退職金共済制度加入の有無
- (オ) 直前営業年度終了日における退職一時金制度導入の有無
- (カ) 直前営業年度終了日における企業年金制度導入の有無
- (キ) 直前営業年度終了日における法定外労働災害補償制度加入の有無

イ 直前営業年度終了日の属する年（1月1日から12月31日までをいう。）の前年及び前々年に国内における建設工事について発生した次に掲げる業務災害による死亡者及び負傷者（当該業務災害により連続4日以上休業した者に限る。）の数

- (ア) 申請者が発注者から直接請け負った建設工事について発生した業務災害
- (イ) 申請者の直接の使用関係にある職員について発生した業務災害（（ア）に掲げる業務災害を除く。）
- (ウ) 申請者から建設工事（（ア）に掲げる建設工事を除く。）を直接請け負った者の使用関係にある職員に発生した業務災害

ウ 直前営業年度終了日までの建設業の営業年数

エ 直前営業年度終了日における建設業に従事する職員のうち次に掲げる者の数

- (ア) 建設業経理に関する知識及び処理能力の審査、証明事業認定規定（昭和59年建設省告示第1415号に基づき国土交通大臣の認定を受けた建設業経理事務士検定試験（以下「建設業経理事務士検定試験」という。）の一級試験に合格した者並びに公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者

- (イ) 建設業経理事務士検定試験の二級試験に合格した者であってアに掲げる者以外のもの

2 主観的事項

- (1) 工事成績
- (2) 工事施工の状況
- (3) 優良工事の有無
- (4) 建設業法に基づく処分の有無
- (5) 第3の規定に基づく資格の認定の取消しの有無
- (6) 指名競争入札における指名停止等の有無

(建設工事に係る調査、測量及び設計業務の委託契約及び製造の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査に関する事項)

第6 建設工事に係る調査、測量及び設計業務（以下「測量等」という。以下同じ。）の委託契約並びに製造の請負契約（工事に係る建設資材の販売契約を含む。以下同じ。）に係る指名競争入札に参加する者の資格は、次の各号に掲げる事項を調査して行い、その審査基準日は毎年7月1日とする。

- 1 審査基準日の直前2年の各営業年度における年間平均取扱高
- 2 審査基準日の前日における測量等又は製造に従事する職員の数
- 3 業務の経歴
- 4 資本金額
- 5 審査基準日の前日までの測量等又は製造の営業年数

(物品の買入れ及び役務の提供の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査に関する事項)

第7 物品の買入れ及び役務の提供の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げる事項を審査しその結果を総合勘案して定める。この場合事業の経歴、成績、信用度及び安全度も考慮するものとする。

- 1 審査基準日の属する営業年度の直前2年の各営業年度における年度別年間生産高若しくは年間売上高又は年間修繕金額並びに主要生産品目又は取扱品目
- 2 直前の決算における自己資本額
- 3 審査基準日の前日におけるその営業に従事する技術関係及び事務関係の従業員の数
- 4 審査基準日の前日までの営業年数
- 5 その他経営の状況等を示す必要があるときはその事項

(入札参加資格審査申請書等の提出時期及び方法)

第8 建設工事等の指名競争入札に参加するものに必要な資格の審査を受けようとする者は、次に定めるところに従い当該審査基準日の属する年度の12月末日までに関係書類を石川町長に提出しなければならない。

ただし、既に登録を受けた者のみでは、工事等の執行が不可能であるとき、又は町内業者で町長が特に認めたときは、その都度、随時の申請を受け付けることができる。

- 1 建設工事の請負契約に係るものについての申請書等及びその提出先

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書
- (2) 建設工事入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - ア 建設業の許可を受けていることを証する書面又はその写し
 - イ 経営事項審査結果通知書の写し
 - ウ 工事経歴書
 - エ 技術者経歴書
 - オ 営業所一覧表
 - カ 営業所に見積、入札、代金の請求及び受領等の権限をあらかじめ委任しておく場合にあっては、その委任したことを証する書面
 - キ 納税証明書又はその写し
 - ク 共同企業体協定書の写し

(3) 申請書及び提出先

申請書の様式については、福島県工事等入札参加資格審査申請に提出する様式に準ずるものとし、提出先は地域づくり推進課とする。

2 測量等の委託契約に係る者についての申請書等及びその提出先

- (1) 測量等入札参加資格審査申請書
- (2) 測量等入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - ア 次に掲げる登録を受けている者にあつては、その登録の種類に応じてそれぞれ次に定める書類
 - (ア) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項又は第3項の規定による測量業者の登録を受けている者 同法第55条の8第1項に規定する営業経歴書及び第55条の3第3号の写し
 - (イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項又は第3項の規定による建築士事務所の登録を受けている者 それらの登録を受けていることを証する書面又はその写し
 - (ウ) 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条第1項又は第3項の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている者 それらの登録を受けていることを証する書面又はその写し
 - (エ) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による建設コンサルタントの登録又は同条第3項の規定による登録の更新を受けている者 同規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し
 - (オ) 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による地質調査業者
 - (カ) 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による補償コンサルタントの登録又は同条第3項の規定による登録の更新を受けている者 同規程第7条第1項に規定する現況報告書の写し
 - イ 商業登記簿謄本又はその写し、個人であるときは身分証明書
 - ウ 業務経歴書

- エ 技術者経歴書
- オ 審査基準日の直前2年の各営業年度の財務諸表
- カ 営業所一覧表
- キ 納税証明書又はその写し

(3) 申請書及び提出先

第5の第1号(3)に準ずる。

3 製造の請負契約に係る者についての申請書等及びその提出先

(1) 製造入札参加資格審査申請書

(2) 製造入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ア 商業登記簿謄本又はその写し、個人であるときは身分証明書
- イ 審査基準日の直前2年の各営業年度の財務諸表
- ウ 営業所一覧表
- エ 審査基準日の直前2年の実績高調書
- オ 職員数及び営業年数調書
- カ 納税証明書又はその写し

(3) 申請書及び提出先

第5の第1号(3)に準ずる。

4 物品の買入れ及び役務の提供の契約に係る者についての申請書等及びその提出先

(1) 物品購入(修繕)入札参加資格審査申請書

(2) 物品購入(修繕)入札参加資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ア 商業登記簿謄本又はその写し、個人であるときは身分証明書
- イ 審査基準日の直前2年の各営業年度の財務諸表
- ウ 営業所一覧表(第4号様式の2)
- エ 納税証明書又はその写し
- オ その他必要と認める書類

(3) 申請書及び提出先

第5の第1号(3)に準ずる。

昭和62年1月5日から施行する。

改正文

1 平成3年1月1日から施行する。

- 2 この告示の施行の際現に工事又は製造の請負、物品の買入に係る指名競争入札に参加する資格を有するものの当該資格については、その者に現に有する当該資格の有効期間中は、なお従前の例による。

改正文

平成5年1月1日から施行する。

改正文

平成7年1月1日から施行する。

改正文

平成14年1月1日から施行する。

改正文

平成20年11月20日から施行する。

改正文

令和元年11月15日から施行する。

別表 建設工事種別（第1、第5関係）

一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、橋梁上部工事、PC橋上部工事、しゅんせつ工事、塗装工事、法面処理工事、上・下水道工事、清掃施設工事、消雪工事、機械設備工事、通信設備工事、造園工事、さく井工事、グラウト工事

石川町制限付一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石川町が発注する建設工事、建設工事に係る調査、測量及び設計並びに物品の買入れ、製造及び役務の提供（以下「建設工事等」という。）に係る入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に際し、施行令及び石川町財務規則（昭和58年石川町規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、次に掲げる建設工事等のうちから、町長が指定するものとする。

- (1) 設計金額が5千万円以上の建設工事
- (2) 設計金額が1千万円以上の建設工事に係る調査、測量及び設計
- (3) その他制限付一般競争入札による発注が必要と認められる建設工事等（入札参加者の資格）

第3条 制限付一般競争入札に参加することができる者の資格は、次のとおりとする。ただし、町長が不必要と認めるものは除くことができる。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成19年要綱第13号。以下「要綱」という。）第5条に規定する工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。
- (3) 工事等の請負契約に係る競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（平成19年制定）に規定する指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 対象工事等に一定の資格等を有する技術者を配置することが可能であること。
- (5) 対象工事等の業種に係る建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に基づく建設業の許可を受けていること。
- (6) 対象工事等の工種に係る経営事項審査結果の総合評定値が一定以上の者で、かつ年間平均完成工事高が一定以上であること。
- (7) 対象工事等と同種かつ同程度の実績があること。
- (8) 対象工事等の性質又は目的を考慮した営業所の所在地要件を満たす者であること。
- (9) その他対象工事等ごとに定める要件を満たす者であること。

(入札参加資格審査委員会)

第4条 次に掲げる事項を審査するため、入札参加資格審査委員会（以下「資格審

査委員会」という。)を設けるものとする。

- (1) 入札参加資格に関する事項
- (2) 入札参加資格の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

2 資格審査委員会の委員は、要綱第3条の規定による石川町指名競争入札参加資格審査委員会の委員及び対象工事等を所管する課(以下「工事等担当課」という。)長とする。

(入札参加資格の設定)

第5条 工事等担当課長は、建設工事等の起工が決定した場合において、当該建設工事等の設計金額が第2条に該当するものであるときは、入札参加資格設定調書(様式第1号)を作成し、総務課長に送付しなければならない。

(資格審査及び決定)

第6条 総務課長は、送付された入札参加資格設定調書に基づき、資格審査委員会の審査を受けるものとする。

2 入札参加資格は、資格審査委員会の審査を経て、町長が決定するものとする。
(公告)

第7条 入札の公告は、規則第112条の規定に基づき行うものとする。

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付)

第8条 制限付一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から、公告において指定する日までに、入札参加資格確認申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を持参により提出させるものとする。

2 前項に規定する資料は、次の各号の対象工事等の区分により、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事

- ア 同種工事の施工実績書(様式第3号)
- イ 工事配置予定技術者等の資格・経験通知書(様式第4号)
- ウ 建設業の許可申請書の写し
- エ 経営事項審査結果通知書の写し
- オ その他必要と認めるもの

(2) 建設工事に係る調査、測量及び設計

- ア 同種業務の施行実績書(様式第5号)
- イ 業務配置予定技術者等の資格・経験通知書(様式第6号)
- ウ 測量又は設計コンサルタント業務の登録証の写し
- エ 地方整備局提出の現況報告書の写し
- オ その他必要と認めるもの

(3) 物品の買入れ、製造、役務の提供その他の契約

- ア 同種物品の納入等の実績書

イ 配置予定技術者等の資格・経験通知書

ウ その他必要と認めるもの

3 申請書及び資料は、総務課長で受け付けるものとする。

(入札参加資格の確認等)

第9条 総務課長は、受付けた申請書及び資料に基づき、入札参加資格確認申請者一覧表（様式第7号。以下「申請者一覧表」という。）を作成するものとする。

2 資格審査委員会は、申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の有無についての確認を行い、その結果を町長に報告するものとする。

3 町長は、その結果を入札参加資格確認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第10条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第3項の通知の翌日からその都度定める期間内に、入札参加資格がないと認めた理由について、書面を持参することにより、町長に説明を求めることができる。

2 町長は、前項の説明を求められたときには、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日からその都度定める期間内に、説明を求めた者に対し、原則として書面により回答するものとする。

(設計書等の閲覧)

第11条 対象工事等の図面、仕様書等（以下「設計書等」という。）を次により閲覧に供し、又は貸出すものとする。

(1) 閲覧場所は、工事等担当課とする。

(2) 閲覧及び貸出しを行う期間は、その都度定める。

2 町長は、設計図書等に対する質問書がその都度定める期間内に持参等により提出された場合には、その質問に対して、その都度定める期間内に、書面等により回答するものとする。

3 質問書の受付及び回答は、工事等担当課が行うものとする。

4 第2項で書面により回答したものは、工事等担当課において閲覧に供するものとし、閲覧期間はその都度定めるものとする。

(現場説明会)

第12条 町長は、必要と認めるときは、現場説明会を行うものとする。

(入札の執行)

第13条 町長は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が入札参加資格確認通知書を持参していることを確認するものとする。

2 町長は、入札に際し、入札に参加しようとする者に対象工事等の費用内訳書の提出を求めることができる。

(入札の中止等)

第14条 町長は、公正な入札が害されるおそれがあると認めるときは、入札の延期または中止をすることができる。

(入札の方法)

第15条 入札の実施に当たっては、規則第120条第2項の規定に基づき、最低制限価格を設けることができる。

2 規則第119条の2の規定による再度の入札を行う場合には、1回限りこれを行う。

3 前項の規定による再度の入札の結果、落札者が決定しなかった場合には、施行令第167条の2第1項第8号の規定によるものとする。

(入札の無効)

第16条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者

(2) 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果)

第17条 総務課長は、執行した建設工事等の入札結果を建設工事等制限付一般競争入札結果報告書(様式第9号)により、町長に報告しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年11月20日から施行する。

2 令和6年度中に限り、対象工事等に関する第2条第1項第1号の規定の適用については、「5千万以上」とあるのは「2千万以上」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月8日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

入 札 参 加 資 格 設 定 調 書

年 月 日作成

工事等担当課長

㊞

工 事 等 名 (業 務 名)				工 種 (業種)			
工 事 等 場 所 (業務の場所 又は納入場所)		予定 工期		設計金額			
工事(業務)の 概 要							
公 告 予 定 日		申請書等 の提出予 定日		資 格 確 認 予定日		入 札 予定日	
資 格 要 件							
資 格 要 件 の 設 定 理 由							
見 込 対 象 業 者 数							
現場説明会の 有 無 ・ 日 程							
添 付 資 料							

様式第2号（第8条関係）

入 札 参 加 資 格 確 認 申 請 書

年 月 日

石川町長

様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

㊞

貴町において行う下記の制限付一般競争入札に参加したいので、入札参加資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと及び添付資料の内容に事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公 告 日 年 月 日

2 工 事 名
（業務名）

3 工 事 場 所
（業務場所）

様式第3号（第8条関係）

同 種 工 事 の 施 工 実 績 書

会社名

項目 \ No.				
工 事 名 称 等	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額			
	工 期			
	発 注 形 態			
工 事 概 要 等				

（注）

- 1 契約書の写し又は発注機関の発注証明書を添付すること。
- 2 工事概要等の欄には、公告において明示した対象工事と同種の工事の施工実績について、的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記入すること。

様式第4号（第8条関係）

配置予定技術者等の資格・経験通知書

項目		会社名		
		氏名	(現場代理人)	(監理技術者)
最 終 学 歴				
法 令 に よ る 免 許				
工 事 名 称 等	工 事 名			
	発 注 機 関 名			
	施 工 場 所			
	契 約 金 額			
	工 期			
	発 注 形 態			
工 事 内 容				

(注)

- 1 法令による免許については、免許を証する書面の写しを添付すること。
- 2 工事内容の欄には、公告において明示した対象工事と同種の工事の施工実績について、的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記入すること。

様式第5号（第8条関係）

同 種 業 務 の 施 工 実 績 書

会社名

項目 \ No.				
委託名称等	業 務 名			
	発 注 機 関 名			
	履 行 箇 所			
	契 約 金 額			
	履 行 期 間			
	発 注 形 態			
業務概要等	規 模 ・ 寸 法			
	構 造 形 式			
	使用機材・数量			
	業 務 内 容			

（注）

- 1 契約書の写し又は発注機関の発注証明証を添付すること。
- 2 業務概要等の欄には、公告において明示した対象業務と同種の業務の施工実績について、的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記入すること。

様式第6号（第8条関係）

配 置 予 定 技 術 者 等 の 資 格 ・ 経 験 通 知 書

会社名

項目 \ 氏名				
最 終 学 歴				
法 令 に よ る 免 許				
業 務 概 要	業 務 名			
	発 注 機 関 名			
	履 行 箇 所			
	契 約 金 額			
	履 行 期 間			
	発 注 形 態			
業 務 内 容				

（注）

- 1 法令による免許については、免許を証する書面の写しを添付すること。
- 2 業務内容の欄には、公告において明示した対象工事と同種の業務の施工実績について、的確に判断できる必要最小限の具体的項目を記入すること。

様式第7号（第9条関係）

建設工事等制限付一般競争入札参加資格確認申請者一覧表

資格審査委員会開催年月日				工事等 担当課						
工事（業務）名				工事（業務） の場所						
工 期 （履行期間）			工 種 （業種）		入札日					
工事（業務） 概 要										
主な資格要件		①		④						
		②		⑤						
		③		⑥						
No.	受付 番号	申請者名			①	②	③	④	⑤	⑥
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
資格審査委員会 の意見										

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

石川町長 ⑩

入札参加資格確認通知書

年 月 日付けで申請のあった に係る
入札参加資格について、次のとおり確認したので通知します。

入札公告日		
工事（業務）名		
工事（業務）場所		
入札参加資格の 有 無	有 ・ 無	
	入札参加資格 がないと認め た理由	

なお、入札参加資格がないと通知された方は、当職に対して、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合には、年 月 日までに、総務課財政係へその旨を記入した書面を提出してください。

※ 石川町制限付一般競争入札実施要綱第12条の規定により、本通知は入札（年 月 日）に必ず持参してください。

様式第9号（第17条関係）

建設工事等制限付一般競争入札結果報告書

1 工事（業務）名

2 工事（業務）の概要

3 工事（業務）場所

4 入札方法 制限付一般競争入札

5 入札場所

6 入札日時 午前 時 分
年 月 日

午後 時 分

7 設計金額 金 円也

8 予定価格 金 円也

9 入札状況

入札額		予定価格 との差額	入札者	
第1回	第2回		住所	氏名

10 入札開始時間及び終了時間 第 回入札開始 時 分

第 回入札終了 時 分

11 入札決定額（落札額） 一金 円也

12 落札者 住所
氏名

13 入札立会人（関係者）

14 契約年 月 日 年 月 日

記録者

○工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱

平成19年4月1日

要綱第13号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が指名競争入札の方法により工事(測量並びに工事の設計及び工事に関する調査を含む。以下同じ。)又は製造(以下「工事等」という。)の請負契約(工事用材料の購入契約を含む。以下同じ。)を締結する場合における指名競争入札に参加することができる者の資格審査及び指名等について定めるものとする。

(指名競争入札参加者に必要な資格の基本的事項)

第2条 工事等の請負契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格及び審査に関する事項並びに資格審査の申請書の提出の時期及び方法については、「石川町を発注者として、指名競争入札の方法により、工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類を定める件」(昭和61年石川町告示第91号。以下「町告示第91号」という。)及びその都度告示するところによる。

第2章 工事等請負業者の資格審査

(指名競争入札参加者資格審査委員会)

第3条 町に、工事等の入札参加者の資格審査の公正を期するため、石川町指名競争入札参加者資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)を置く。

2 資格審査委員会は、次の事項について調査審議する。

(1) 町告示第91号の第1及び第1の2に規定する入札参加資格の要件、第2の第1号に規定する資格の有効期間、第3に規定する資格の認定の取消し並びに第4及び第5に規定する資格の審査及び格付けに関する事項

(2) 第4条第2項第2号に規定する等級別格付基準、同条第3項に規定する発注の標準となる工事等の設計金額、第8条に規定する指名基準及び入札参加可能範囲並びに第11条第1項に規定する指名停止基準に関する事項

(3) その他資格審査委員会の権限とされた事項

3 資格審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

副町長、総務担当課長、管財担当課長、建設担当課長、産業担当課長

4 会長は、副町長をもってこれに充てる。

5 会長は、会務を総理する。

6 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

7 資格審査委員会は、必要の都度会長が招集し、その会議は非公開とする。

8 資格審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

9 資格審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

10 会長は、必要あると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

11 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

12 資格審査委員会の庶務は、管財担当課において処理する。

(資格審査及び認定)

第4条 指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、管財担当課長が行い、資格審査委員会の審議を経たのち、町長の認定を受けるものとする。

- 2 前項の資格審査及び認定は、次の各号により行うものとする。
 - (1) 入札参加資格の認定は、町告示第91号の第1に規定する指名競争入札に参加できない者を除いて行うものとする。
 - (2) 前号による認定は、町告示第91号の第4及び第5並びに別に定める等級別格付基準により審査し、等級別格付を要する工事業者については等級別格付をして行うものとする。
- 3 前項の格付けをした等級に対応する発注の標準となる工事等の設計金額は、別に定める。
(有資格者名簿への登録)

第5条 管財担当課長は、指名競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする者のうち、前条の規定により指名競争入札に参加する資格があると認定された者(以下「有資格業者」という。)については、これを工事等請負有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に登録するものとする。

- 2 有資格業者名簿は、管財担当課長が管理し、別にその副本を工事等の担当課におく。
- 3 有資格業者名簿は、管財担当課において閲覧に供するものとする。
(資格の認定の取消し)

第6条 工事等を担当する課長は、有資格業者が町告示第91号第1の第1号から第5号までのいずれかに該当することを知ったときは、その旨を管財担当課長に報告しなければならない。

- 2 管財担当課長は、前項の報告を受けたときは、資格審査委員会に対し、当該報告に係る有資格業者の資格の認定の取消しに関する審議を行うよう求めなければならない。
- 3 管財担当課長は、前項の審議の結果、資格の認定の取消しを必要とされた場合は、町長の決裁を受け、有資格業者名簿からその者にかかる記載を削除するとともに、速やかに工事等請負業者資格取消通知書(様式第1号)によりその旨を本人に通知するとともに、工事等請負業者資格取消通知書(様式第2号)によりその旨を有資格業者名簿を置く工事等担当課長に通知するものとする。

第3章 工事等請負業者の指名

(工事等指名運営委員会)

第7条 指名競争入札に参加する者の指名の公正を確保するため、石川町工事等指名運営委員会(以下「指名委員会」という。)を置く。

- 2 指名委員会は、法令、条例及び規則の規定にしたがい次に掲げる指名競争入札に参加する者の指名について調査審議する。
 - (1) 設計額130万円以上の工事又は製造の請負をさせるとき。
 - (2) 設計額50万円以上の測量、調査、設計の委託をさせるとき。
 - (3) その他指名委員会に付する事が適当と認めるもの

- 3 指名委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

副町長、総務担当課長、管財担当課長、建設担当課長、産業担当課長及び工事等担当課長

- 4 会長には、副町長、副会長には管財担当課長をもって充てる。
- 5 指名委員会は、必要の都度会長が招集し、その会議は非公開とする。
- 6 会長は、会議の議長となり会務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 10 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 11 会長は、審議のため必要があるときは、審議に付された事案を担当する課所等の担当者の出席を求めることができる。

12 指名委員会の庶務は、管財担当課において処理する。

(指名基準)

第8条 指名競争入札に参加する者を選考し又は決定する場合の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 有資格業者名簿に登録されている者のうち、設計価格が発注の標準となる工事等の設計金額に対応する等級に属する者のうちから指名する。ただし、必要がある場合は、別に定める入札参加可能範囲の範囲内における上位又は下位の等級に属する者のうちから指名することができる。
- (2) 災害復旧等のため、緊急又は短期間に完成する工事等、特定の機械又は技術を必要とする工事等その他特に必要と認められる工事等については、前号の規定にかかわらず有資格業者名簿に登録されている者のうちから指名することができる。
- (3) 前2号の規定に基づいて指名競争入札に参加する者を選考し又は決定しようとするときは、次に掲げる事項について留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏ないようにするものとする。
 - ア 指名競争入札参加資格の審査の申請をする年の1月1日(以下「審査基準日」という。)以後における経営状況
 - イ 審査基準日以降における工事成績
 - ウ 当該工事等に対する地域的条件
 - エ 手持工事等の状況
 - オ 当該工事等施工についての技術的適正
 - カ 審査基準日以降における安全管理の状況
 - キ 審査基準日以降における労働福祉の状況

(指名選考内申)

第9条 工事等担当課長は、工事等の起工が決定した場合において、当該工事等の設計価格が第7条第2項に該当するものであるときは、前条に定める指名基準に基づき、指名競争入札に参加させようとする者を選考し、工事等請負業者指名選考内申書(様式第3号)を管財担当課長に送付しなければならない。

(指名選考及び決定)

第10条 管財担当課長は、前条の規定に基づく工事等請負業者指名選考内申書の送付を受けたときは、指名委員会に対し指名すべき者の選考を受けるものとする。

- 2 管財担当課長は、前項の選考結果に基づき町長の決裁をへて工事等請負業者指名選考通知書(様式第4号)により工事等担当課長に通知する。
- 3 第8条第2号の規定による災害応急工事その他緊急止むを得ない工事等を施工するために必要があると認める時は、指名委員会の会長は、委員2名以上の意見を徴し、指名すべき者を選考することができる。この場合において、指名委員会の会長は、選考後初めて開かれる指名委員会にその旨を報告しなければならない。

(指名停止)

第11条 工事等担当課長は、有資格業者が別に定める指名停止基準に掲げる事項に該当する行為を行ったことを知ったときは、速やかにその旨を管財担当課長に報告しなければならない。

- 2 管財担当課長が前項の報告を受けたときは、指名委員会に対し、当該報告にかかる指名を停止すべき者及び停止期間の審議を求めなければならない。
- 3 管財担当課長は、前項の審議の結果、指名の停止等が必要とされた場合は、町長の決裁を受け、工事等請負業者指名停止通知書(様式第5号)により、その旨を有資格業者及び有資格業者名簿の副本を置く工事等担当課に通知するものとする。ただし、当該有資格業者に対して通

知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

- 4 工事等担当課長は、指名停止期間中の有資格業者についてやむを得ない事由により、随意契約の相手方とする必要があるときは、あらかじめ管財担当課長に協議するものとする。
- 5 工事等担当課長は指名停止期間中の有資格業者が、町の契約に係る工事等の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人(連帯保証人を含む。)となることを認めてはならない。
- 6 管財担当課長は、指名停止事由に至らない事由のため、指名停止が行われない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止の変更及び解除)

第12条 指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別に定める指名停止基準に掲げる期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 2 指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、有資格業者についての指名停止を解除するものとする。
 - 3 前条第1項から第3項までの規定は、前2項の規定による変更及び解除を行う場合に準用する。
- (指名停止の公表)

第13条 管財担当課長は、第11条及び前条の規定により指名停止を行ったときは、町のホームページに掲載し公表するものとする。

- 2 前項の規定により掲載する事項は、次のものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 主たる営業所の住所
- (4) 指名停止期間
- (5) 指名停止理由(別に定める指名停止基準における該当事項)

- 3 第1項に定める町のホームページへ掲載期間は、指名停止の期間と同一とする。ただし、指名停止期間の終期が閉庁日の場合は、翌開庁日を公表期間の終期とする。

第4章 雑則

(入札結果)

第14条 管財担当課長は、指名委員会の指名選考に基づいて入札を執行した工事等の入札結果を工事等指名入札結果報告書(様式第6号)により、町長に報告しなければならない。

(等級別格付基準等)

第15条 次に掲げる事項は、資格審査委員会の審議を経て町長が定める。

- (1) 町告示第91号の第1の本文に規定する特別の理由がある場合及び第4の本文に規定する別に定める方法
- (2) 第4条第2項第2号に規定する等級別格付基準、同条第3項に規定する発注の標準となる工事等の設計金額、第8条第1号に規定する入札参加可能範囲及び第11条第1項に規定する指名停止基準

(準用規定)

第16条 工事等の請負契約を随意契約の方法により締結する場合における見積人の選考については、この要綱を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(昭和62

年石川町要綱第2号)は, 廃止する。

様式第1号(第6条関係)

工事等請負業者資格取消通知書

第 号
年 月 日

(有資格業者) 様

石川町長



貴殿の、石川町が行う工事等に係る指名競争入札への参加資格は、次の理由により取り消したので通知します。

(理由)

様式第2号(第6条関係)

工事等請負業者資格取消通知書

第 号
年 月 日

(工事等担当課(所)長)

様

(管財担当課長)

次の者は、下記理由により工事等請負業者の資格を取り消されたので通知します。

商号又は名称

代 表 者 名

所 在 地

記

理由

様式第3号(第9条関係)

工事等請負業者指名選考内申書

工事番号	第	号	路線 河川	名				
工 事 名								
工 事 個 所								
工 事 概 要					請負に付する 設 計 額	千円		
工 期			工 事 種 別			工 事 の 等 級		
業 者 名								
商号又は名称、代表者	所		在		地	点数	等級	内 申 理 由
上記のとおり工事等請負業者の指名選考を内申します。 年 月 日 (工事等担当課長) 指名委員長 様 (管財担当課長)								

※ 加除, 訂正した場合には明瞭に加除, 訂正者印をおすこと。

様式第4号(第10条関係)

工事等請負業者指名選考通知書

工事番号	第	号	路線 河川	名					
工 事 名									
工 事 個 所									
工 事 概 要					請負に付する 設 計 額	千円			
工 期		工 事 種 別		工 事 の 等 級					
業 者 名									
商号又は名称、代表者	所		在		地	点数	等級	選 考 理 由	
上記のとおり工事等請負業者が選考されましたので通知します。									
年 月 日									
審議番号第 号									
課長 様									
(管財担当課長)									
印									

※ 加除，訂正した場合には明瞭に加除，訂正者印をおすこと。

様式第5号(第11条関係)

(その1)

工事等請負業者指名停止通知書

第 号
年 月 日

(有資格業者)

様

石川町長



次のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意してください。

なお、指名停止の期間中は、新たに町発注に係る工事等の全部又は一部を下請けし、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

記

指名停止の期間

指名停止の理由

(その2)

工事等請負業者指名停止通知書

第 号
年 月 日

(工事担当課長)

様

(管財担当課長)

次のとおり、工事請負業者の指名が停止されたので通知します。

なお、指名停止の期間中は、新たに町発注に係る工事等の全部又は一部を受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることは認められないことになっております。

記

商号又は名称

代表者名

所在地

登録業種

指名停止の期間

指名停止の理由

様式第6号(第14条関係)

工事等指名入札結果報告書

1 工 事 名
2 工 事 量 幅員 M 延長 M
3 工 事 場 所 石川郡石川町大字 字 地内
4 入 札 方 法
5 入 札 場 所 石川町役場()
6 入 札 日 時 年 月 日 午前 時 分
午後 時 分
7 設 計 額 金 円也
8 予 定 価 額 金 円也
9 入 札 状 況

入 札 額			予 定 額 と の 差 額	入 札 者	
第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	住 所	氏 名

10 入札開始時間及び終了時間 第 回入札開始 時 分
第 回入札終了 時 分

11 入札決定額(落札額) 一金 円也

12 落 札 者 住 所
氏 名

13 入札立合人(関係者)

14 契 約 年 月 日 年 月 日

記録者

様式第1号(第6条関係)
様式第2号(第6条関係)
様式第3号(第9条関係)
様式第4号(第10条関係)
様式第5号(第11条関係)
様式第6号(第14条関係)

○工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱
に基づく基準等

平成19年6月29日

制定

改正 平成22年4月30日

平成23年3月31日

平成25年3月29日

工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第4条第2項第2号及び第3項、第8条第1号並びに第11条第1項に規定する等級別格付基準、発注の標準となる工事等の設計金額及び入札参加可能範囲並びに指名停止基準をそれぞれ次のように定める。

第1 等級別格付基準

1 格付けは、一般土木工事業、建築工事業及び舗装工事業の3業種とし、A・B・Cの3等級に分けて行う。

2 前項の格付けは、客観的事項及び主観的事項について次の方法により、客観点及び主観点を算出し、これを合計した総合点を等級別に定めた基準数値に対応させて行う。

(1) 客観的事項

「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成6年建設省告示第1461号）」で定めるところの例により客観点を付与する。

(2) 主観的事項

ア 工事成績

指名競争入札参加資格の審査の申請をする年の1月1日（以下「審査基準日」という。）の直前2年間に発注した町工事の成績を評定し、その結果により、40点からマイナス10点の範囲内で主観点を付与する。

イ 工事施工の状況

町告示第91号の第5の第1号に規定する平均完成工事高のうち、元請完成工事高（発注者から直接請負った工事高をいう。）について下請発注比率が50%以上の場合マイナス0点からマイナス40点の範囲内で主観点を付与する。

ウ 優良工事の有無

審査基準日の直前2カ年間に於いて次に掲げる優良工事を施工した者に、それぞれ対応する主観点を付与する。

(ア) 福島県内に係る工事で福島県優良工事の表彰を受けた者 5点

(イ) 福島県優良工事表彰審査委員会の審査に合格した工事を2カ所以上施工した者 5点

ただし、(ア)で付点された場合(イ)では付点しないものとする。

エ 建設業法に基づく処分の有無

審査基準日の直前2カ年間に於いて建設業法の規定に基づく行政処分を受けた場合は、次の基準により主観点を付与する。

建設業法第28条の規定に基づく指示処分を受けた者 -1点

建設業法第28条の規定に基づく営業の停止を受けた者

営業停止期間

1月未満 -2点

1月以上3月未満 -4点

3月以上 -6点

オ 指名停止の有無

審査基準日の直前2カ年間に於いて工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第11条に基づく指名停止措置を受けた場合は、指名停止期間について次により主観点を付与する。

指名停止期間

3月未満 ー 3点

3月以上6月未満 ー 6点

6月以上12月未満 ー 9点

12月以上 ー 15点

3 町外に主たる営業所を有する者については、客観点のみにより格付けを行う。

4 共同企業体については、次の方法により格付けするものとする。

(1) 客観的事項審査の特例

ア 経営規模

直前経営年度終了日の直前3年間又は直前3年間の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数は、各構成員の和とする。

イ 経営状況

各構成員の経営状況に係る評点の平均値とする。

(2) 主観的事項審査の特例

ア 工事成績

企業体としての実績がない場合には、各構成員の平均値とする。

イ 工事施工の状況

各構成員の数値の平均値とする。

ウ 建設業法に基づく処分の有無、資格の認定の取消しの有無及び指名停止の有無
各構成員の数値の和とする。

第2 発注の標準となる格付基準点数

別表第1のとおりとする。

第3 入札参加可能範囲

別表第2のとおりとする。

第4 指名停止基準

1 有資格業者が、別表第3及び別表第4の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる停止事由の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

4 指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

5 有資格業者が、1の事案により、別表各号の停止事由の2以上に該当したときは、当該各号に定める期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び

長期とする。

- 6 有資格業者が指名停止の期間中又は当該期間の満了後1カ年を経過するまでの間に、別表各号の停止事由に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める期間の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときはこの限りでない。
- 7 有資格業者については、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号に定める指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 8 有資格業者については、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号に定める長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

附 則

- 1 この改正は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和62年制定）は、廃止する。

附 則（平成22年4月30日）

この改正は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日）

この基準等は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日）

この基準等は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2関係）
格付基準

（単位 千円）

等級	一般土木工事	建築工事	舗装工事
A	750点以上	750点以上	750点以上
B	600点から750点未満	600点から750点未満	600点から750点未満
C	600点未満	600点未満	600点未満

別表第2（第3関係）
入札参加可能範囲
一般土木工事

（単位 千円）

区分	50,000以上	20,000以上50,000未満	20,000未満
A	A	A	A
B		B	B
C			C

建築工事

（単位 千円）

区分	100,000以上	30,000以上100,000未満	30,000未満
A	A	A	A
B		B	B
C			C

舗装工事

（単位 千円）

区分	20,000以上	5,000以上20,000未満	5,000未満
A	A	A	A
B		B	B
C			C

別表第3（第4関係）
事故等による基準

事由	期間
（過失による粗雑工事）	
1 町が発注する工事等（以下「町発注工事等」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から1 カ月以上6カ月以内
2 町内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工にあたり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1 カ月以上3カ月以内
（契約違反）	
3 第1号に掲げる場合のほか、町発注工事等の施工にあたり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2 週間以上4カ月以内
（公衆損害事故）	
4 町発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたとき。	当該認定をした日から1 カ月以上6カ月以内
5 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1 カ月以上3カ月以内
（工事関係者事故）	
6 町発注工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2 週間以上4カ月以内
7 一般工事等の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2 週間以上2カ月以内

別表第4（第4関係）

贈賄及び不正行為等による基準

事由	期間
(贈賄)	
1 有資格業者である個人，有資格業者の役員又はその使用人が町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 公訴を知った時から
2 次のア，イ又はウに掲げる者が町の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（以下「代表役員等」と総称する。） イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）	3カ月以上12カ月以内 2カ月以上9カ月以内 1カ月以上6カ月以内
3 代表役員等，一般役員等又は使用人が福島県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴を提起しない処分が行われたことを知った日まで 公訴を知った時から
4 次のア，イ又はウに掲げる者が福島県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	2カ月以上6カ月以内 1カ月以上4カ月以内 1カ月以上3カ月以内
5 代表役員等又は一般役員等が福島県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （不正又は不誠実な行為）	逮捕又は公訴を知った日から 2カ月以上5カ月以内
6 別表第3及び前号に掲げる場合のほか，業務に関し，不正又は不誠実な行為をし工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上12カ月以内
7 別表第3及び前各号に掲げる場合のほか，代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され，工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内

石川町工事等入札心得

(目的)

第1条 石川町が発注する工事、測量並びに工事の設計及び工事の調査又は製造の請負契約に係る競争による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金等)

第2条 入札保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(入札等)

第3条 入札参加者は、入札通知書、石川町工事請負契約約款、金額抜き設計書、仕様書、契約の方法及び入札の条件及び現場等を熟知のうえ入札しなければならない。

2 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、郵便をもって提出することができない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、初度の入札書と併せて工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。

6 入札参加者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るため連合した者。

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書及び内訳書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札の辞退)

第3条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、入札辞退届（別紙様式）を契約権者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提示して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第3条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第5条 次の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札参加の資格のない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金または有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (3) 郵便による入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 初度の入札において、内訳書を提出しない者又は内訳書に未記入等の不備があった者が行った入札
- (7) 内訳書の工事費計の金額と初度の入札書の記載金額が一致しない入札（内訳書における1万円未満の金額の端数処理（切下げ、切上げ）を行った場合を除く。）
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (11) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (12) 明らかに連合によると認められる入札
- (13) その他、入札に関する条件又は町において、特に指定した事項に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 施行令167条の10第2項の規定を適用する必要があると認めるときは、予定価格の制限内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

3 落札となるべき同価の入札をしたものが二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第7条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、直ちに再度の入札を行う。

(落札者がいない場合の取扱)

第8条 前条の規定において、再度入札を行っても落札者がいない場合は、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 予定価格と入札価格との差が予定価格の5パーセント以下の場合であって、契約権者が随意契約できると認めるときは、予定価格の5パーセント以下で入札した者から1回に限り見積書を提出させることができる。
- (2) 予定価格と最低の入札価格との差が予定価格の5パーセントを超える場合は、入札を打ち切るものとする。

(契約ができなくなったものの取扱)

第9条 前条の規定においても、なお契約の相手方が決定しない場合は、契約権者は入札を中止し、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 入札参加者に、積算内訳書の提出を求め、当該契約の仕様又は設計内容の妥当性等について検討を行うものとする。
- (2) 調査検討の結果、仕様又は設計内容等について適正妥当なものであるときは、指名業者等の変更を行うものとする。
- (3) 調査検討の結果、適正妥当でないものであるときは、設計内容の修正等を行い、当該入札参加者に修正内容を通知して新たな入札に付すものとする。

(契約保証金等)

第10条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第11条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約権者が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて一定期間内に、これを契約権者に提出しなければならない。

- 2 落札者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- 3 解約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後すみやかに契約権者が指示する請書を提出しなければならない。ただし、契約権者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、第3条第1項に規定する入札の条件等及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(共同企業体に関する事項)

第13条 共同企業体が入札に参加する場合には、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。

(補則)

第14条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附 則

この規程は、平成10年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 5 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 27 年 11 月 11 日から施行する。

別紙様式

入 札 辞 退 届

工 事 等 番 号

工 事 等 名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退いたします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

石川町長

様

石川町最低制限価格制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石川町が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により契約を締結しようとする場合における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び石川町財務規則第120条第2項の規定による最低制限価格制度の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計金額 町長が算定する設計金額で、特段の規定がない限り、消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含まない額とする。
- (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (3) 工事関連業務委託 建設工事に関する次に掲げる業務の委託をいう。
 - ア 測量業務 測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量の業務
 - イ 建築関係の建設コンサルタント業務 建築に関する工事の設計若しくは監理又は建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務
 - ウ 土木関係の建設コンサルタント業務 土木に関する工事の設計若しくは監理又は土木に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言を行う業務
 - エ 地質調査業務 地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定する業務
 - オ 補償コンサルタント業務 建設工事に必要な土地等の取得若しくは使用又はこれに伴う損失の補償に関連する業務
- (4) 業務委託 前号に定める工事関連業務委託以外の業務委託をいう。
- (5) 制限価格 施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格で、消費税等相当額を含まない額をいう。

(制限価格の適用)

第3条 制限価格は、その設計金額（消費税等相当額を含む。以下本条において同じ。）が130万円を超える建設工事の請負並びにその設計金額が50万円を超える工事関連業務委託及び業務委託に係る競争入札に適用する。ただし、町長が適用の必要がないと認める場合は、この限りでない。

(建設工事に係る制限価格の算出)

第4条 建設工事に係る制限価格の額は、対象となる建設工事の設計金額の算出の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が設計金額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の9.2を乗

じて得た額とし、設計金額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認める場合は、設計金額に 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲において町長が定める割合を乗じて得た額を制限価格の額とすることができる。

3 前 2 項の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする（以下第 6 条までの算出において同じ。）。

（工事関連業務に係る制限価格の算出）

第 5 条 工事関連業務に係る制限価格の額は、対象となる工事関連業務の設計金額の算出の基礎となった当該工事関連業務に係る次の各号に掲げる業務の種別ごとに当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 測量業務 次に掲げる額の合計額。ただし、その額が設計金額に 10 分の 8.2 を乗じて得た額を超える場合にあつては 10 分の 8.2 を乗じて得た額とし、設計金額に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

ア 直接測量費の額

イ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

- (2) 建築関係の建設コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額。ただし、その額が設計金額に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合にあつては 10 分の 8.1 を乗じて得た額とし、設計金額に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

エ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

- (3) 土木関係の建設コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額。ただし、その額が設計金額に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合にあつては 10 分の 8.1 を乗じて得た額とし、設計金額に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

- (4) 地質調査業務 次に掲げる額の合計額。ただし、その額が設計金額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額を超える場合にあつては 10 分の 8.5 を乗じて得た額とし、設計金額に 3 分の 2 を乗じて得た額に満たない場合にあつては 3 分の 2 を乗じて得た額とする。

ア 直接人件費の額

- イ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

(5) 補償コンサルタント業務 次に掲げる額の合計額。ただし、その額が設計金額に 10 分の 8.1 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 8.1 を乗じて得た額とし、設計金額に 10 分の 6 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認める場合は、設計金額に 10 分の 6 から 10 分の 8.5 までの範囲において町長が定める割合を乗じて得た額を制限価格の額とすることができる。

(業務委託に係る制限価格の算出)

第 6 条 業務委託に係る制限価格は、対象となる業務委託の設計金額に 10 分の 6 を乗じて得た額とする。

(複合業務に係る制限価格の算出)

第 7 条 建設工事、工事関連業務委託又は業務委託のうち 2 以上の業務から構成される業務に係る制限価格の額は、第 4 条から前条までの規定によりそれぞれの業務の制限価格を算出し、それらを合計した額とする。

(制限価格の設定の周知)

第 8 条 競争入札において最低制限価格を設定する場合は、当該競争入札に参加しようとする者に対し、最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(委任)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

石川町公共工事の発注見通し及び入札結果等の公表に係る要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成12年政令第34号。）の規定に定めるもののほか、石川町建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表等について、必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 発注の見通しに関する事項の公表（以下「発注見通しの公表」という。）の対象は、予定価格が250万円を越えると見込まれる建設工事及び予定価格が300万円を越えると見込まれる建設工事に伴う調査、測量又は設計（以下「公共工事等」という。）とする。ただし、発注見通しの立っていないもの及び業務の遂行に支障を来たすおそれがあるものを除くものとする。

2 発注見通しの公表の時期は、当該年度に発注が見込まれる公共工事等について、毎年度4月末日を目途に実施するものとし、補正予算により発注の見通しに変更が生じる場合は、補正予算成立後速やかに公表するものとする。

3 発注見通しの公表の内容については、次に掲げる事項を年間工事発注見通し一覧表（様式第1号）により行うものとする。

(1) 公共工事等の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期

4 発注見通しの公表の期間は、当該年度の3月31日までとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第3条 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表（以下「入札結果の公表」という。）の対象は、町が発注する予定価格が130万円を超える工事又は製造の請負、予定価格が80万円を超える財産の買入れ及び予定価格が50万円を超える公共工事に伴う調査、測量又は設計（以下「工事等」という。）の契約を締結した工事等とする。

2 入札結果の公表の内容については、次に掲げる事項を入札（見積）執行調書・入札（契約）結果書（様式第2号）により行うものとする。

(1) 工事の名称、工事場所、種別及び概要

(2) 入札の日時

(3) 入札参加者の名称及び入札金額

(4) 落札者の名称及び落札金額

(5) 契約締結年月日及び契約期間

(6) 契約者の名称、住所及び契約金額

(7) 予定価格

3 入札結果の公表は、競争入札の終了後、速やかに実施するものとする。

4 入札結果の公表の期間は、当該公表した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(公表の方法)

第4条 発注見通し及び入札結果の公表の方法は、閲覧所を設け、又は町ホームページへの掲載により行うものとする。

(閲覧所等)

第5条 前条の閲覧所は、入札担当課とする。

2 閲覧所における閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、石川町の休日を定める条例（平成元年条例第36号）第1条第1項に規定する休日は、閲覧に供しない。

(閲覧事務の取扱い)

第6条 閲覧事務については、入札担当課において閲覧を希望する者に対し、入札契約適正化法関係書類閲覧簿（様式第3号）に記名を求めるものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は平成30年4月1日から施行する。

この要領は平成31年4月1日から施行する。

様式第 1 号

平成 年度 年間工事発注見通し一覧表

工事の名称	工事場所	期間	種別	工事概要	入札及び契約 の方法	入札等 の時期	所管課

記入上の注意

工事発注見通し一覧表の作成に当たっては、下記の注意事項を参考に作成すること。

1 記載する対象工事

原則として、補助・単独事業の別にかかわらず、予定価格が250万円を超えると見込まれる工事で、発注の見通しのたったものを記載することとなるが、下記に示す理由によりやむを得ない場合に限り対象工事から除外できるものとする。なお、除外した工事で後日発注の見通しがたったものについては、発注見通しの見直しの際に併せて公表するものとする。

- (1) 用地取得の関係で発注の見通しがたたないもの
- (2) 他の行政庁等との協議が残っており発注の見通しのたたないもの
- (3) 地元調整が残っており発注の見通しがたたないもの
- (4) 埋蔵文化財の発掘等により発注の見通しがたたないもの
- (5) 緊急の災害復旧工事（本格復旧工事は除く）
- (6) 分割発注するもので、その分割内容が定まっていないもの
- (7) 予算措置の確定していないもの
- (8) その他の理由で発注の見通しがたたないもの

2 工事の名称

工事の名称については、発注する工事の名称を記載すること。

例：道路改良工事、河川改修工事など

3 工事場所

場所については、大字又は字まで記載すること。

例：石川町大字〇〇字△△地内

4 期間

期間については、月数を記載すること。

例：予定工期が4月から8月までの場合、4月と記載する

5 種別

種別については、18に区分される種別を記載すること。

例：一般土木工事、舗装工事、建築工事など

6 工事概要

概要については、発注する工事の内容を主要工種の数量等を含め、簡潔に記載すること。

例：道路改良 L=400m W=5.5(7.0)mなど

7 入札及び契約の方法

入札及び契約の方法については、一般競争入札、制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別を記載すること。

8 入札等の時期

入札等の時期については、四半期単位で記載すること。例：第1四半期

9 所管課

所管課については、工事担当課を記載すること。

年 月 日

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年 度		事項			契約	年 月 日
工事番号			工事名		着工	年 月 日
入札執行年月日	年 月 日		発注種別		完成	年 月 日
路線・河川名					予 定 価 格	
工事箇所					円	
工事概要						

(単位:円)

業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入札額及び再入札額		落札額（契約額）
	(1)	(2)	
	(1)	(2)	
	(1)	(2)	
	(1)	(2)	
	(1)	(2)	
	(1)	(2)	

様式第 3 号

入札契約適正化法関係書類閲覧簿

No.	閲覧年月日	閲 覧 者		閲覧目的	摘要
		氏 名	住 所		